

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和5年6月6日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年6月6日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委 員 長 建石 良明 副委員長 辻本 馨
委 員 斧田 秀明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 博之
中村 直幸
議 長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 副 町 長 齋藤 健吾
教 育 長 中道 雅夫 政策総務部長 小角 孝彦
まちづくり推進部長 村上 正規 健康福祉部長 子安 逸二
教 育 次 長 池田 貴則 秘書政策課長 西本 武史
企画担当課長 小泉 大吾 税 務 課 長 田中 信幸
住民人権課長 木村 厚江 環境農林課長 木下 明紀
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第15号 府営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業岩湧地区)計画の変更に係る同意について
 - (2) 議案第16号 太子町印鑑条例中改正の件
 - (3) 議案第17号 太子町税条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○建石委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、改めまして、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件案件といたしまして、議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意についての1件、条例案といたしまして、議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件ほか1件、以上合わせまして、3件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○建石委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件案件1件、条例案件2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○木下環境農林課長 おはようございます。

議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意についてにつきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。エコミーティングの総務まちづくり常任委員会の中の02の資料ですね、お願いいたします。

広域農道はご承知のとおり、6市町村で生産されている農産物輸送の効率化による農林業振興に係る効果のみならず、地域間交流の促進及び周辺道路の渋滞緩和による地域

住民の生活利便性の向上など、南河内地域の山間部にある農村地域全体の振興に寄与するものであることから、平成11年度に国庫補助事業を導入することに当たり、受益地となる富田林市、河内長野市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村の6市町村の議会の議決を受け、大阪府営事業として申請してきた経緯がございます。

広域農道岩湧地区は、平成9年度に全線完成いたしました、広域農道金剛地区の延伸部に当たり、事業区間は全て河内長野市域にあります。岩湧地区の本農道は、平成6年度より地方単独事業として、また、平成11年度から国庫補助事業を導入して、国、府、河内長野市の費用負担で実施されてきました。

現在の進捗は、国道371号線から府道河内長野かつらぎ線までの総延長約5.5キロメートルのうち、約2.4キロメートルまでが工事済みでございます。平成30年7月から部分供用をしております。

本議案は、現在の事業区間において、事業費の増加など、土地改良法に定める計画変更の必要が生じたので、実際の事業区間は河内長野市であります。その計画変更手続きにつきましても、当初と同様に、関係町として同意する必要がある、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本町の費用負担が発生するものではございません。

主な変更内容につきましては、総事業費の変更、107.6億円から129.2億円に増額。工期の変更、平成11年度から令和5年度までを平成11年度から令和7年度までに変更。

なお、総事業費の増額の要因につきましては、道路掘削工法の一部を特殊削岩工法に変更したことや、不安定な斜面の法面保護対策等が必要になったことが大きな要因となっております。工期につきましては、こうした点を含め、令和7年度までとするものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 これはほぼもう河内長野市領域で、負担は太子町にもないということですし、ここまでやって完成ということなんですけれども、表題で、広域営農団地農道整備事業

岩湧地区ということになってはいますが、最近、この辺りの農道はフルーツロードになったじゃないですか。引き続きこの部分に対してはフルーツロードという名前、名称変更はないという感じなんですか。

○木下環境農林課長 ご承知のとおり、フルーツロード、愛称を変えておりますけれども、河内長野市域については、現在、フルーツロードの指定はされてございません。今回の岩湧地区の完成をもってフルーツロードに位置づけていくかというのは、河内長野市さんの判断も含めて、大阪府と協議していくと聞いてございます。

以上です。

○西田委員 それなら今、フルーツロードって言われているのは、河内長野市はまだ、このカラーのやつだったら桃とかも書いてくれているのは、この地域がこうですよというだけで、フルーツロードという認定はされてない状況なんですね。

○木下環境農林課長 おっしゃるとおりです。

○建石委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっとこれ、直接この案件とちょっと関係ないんですけど、担当部署ということで、関連づけて聞かせていただきたいんですけど、先週末から続いていました雨の被害の状況。今、この委員会の場でちょっと報告できる部分だけあれば教えていただけないか。

○村上まちづくり推進部長 おはようございます。

それでは、ちょっと後ればせながら、台風2号及び梅雨前線による災害等被災箇所ということで、ご説明させていただきます。幸いにして甚大な、施設の大きな被害、これはもう大変やなという被害はなかったんですけども、まず、道路災といたしまして、町道御陵道線、場所は葉室地区になるんですけども、葉室の仏眼寺橋から今川伸管さんの工場へ上がる道、これは過去に、平成29年に同様の路肩崩壊の災害が起こったんですけども、同様に路肩崩壊が起こりまして、延長6メートル、これにつきましては、災害の査定のほうに上げていきたいと考えております。

次は、農林災ということで、南今池水路、これは南今池、山田地区なんですけれども、南今池という池がありまして、そのちょうど南側の堤の横に水路があるんですけども、その水路から水があふれて、ちょっと池の堤という部分になるかどうかあれなんですけど、そこがちょっと崩壊して、水路も同時に崩壊しているような部分です。南今池の南今池線につきましては、ちょうど平成29年に大きな災害が起こりましたので、こ

れはちょっと上までは調査しましたけれども、若干道路際の水路と、あと路面等の崩壊があったんですけれども、これについては、今回、修繕等で対応していきたい。災害に載せるほどの規模ではないかなということで、対応していきたいと考えております。

あと、顕著な部分でいきましたら、かなり大きな雨が降りましたので、現在、太子地区で住宅開発が叡福寺の西側で行われているんですけれども、その開発区域からの雨水の出水がちょっと著しくあって住民の方にご迷惑をかけたという部分と、春日地区の住宅なんですけれども、その住宅の法面、これは私有地になりますけれども、東側の法面が崩壊して、一時的には3世帯の方を一時避難していただいたということになっております。この住宅の法面につきましては、現在町のほうでブルーシート等を整備しまして、雨による崩壊を防ぐような対応は取っております。それ以外、倒木等の被害はあったんですけれども、以上の部分が目立った災害ということで、それ以上の人的な被害等はございませんでした。

ちなみに、総雨量につきましては、6月1日の降り始めから6月3日の雨がやむまで総雨量は182ミリメートル、最大時間雨量が22ミリメートルということでした。

以上でございます。

○村井委員 まだ調査、状況、されているところだと思いますけど、梅雨に入ってまだ入り口のところというか、これから本格化してくるかと思うので、また、この災害は、土曜日、日曜日、曜日にかかわらず発生します。住民さん、被災者の方に寄り添えるような形でしっかりと万全の対応尽くしてもらえますようお願いしておきます。

○建石委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 先ほどの村井委員の報告も一緒なんですけれども、仏眼寺橋から今川伸管の方向に向けては、かつて大きな修理が必要なことが起きて、なおかつまた今回起きたという、同じことを繰り返すということに対して、今後の考え方はどう考えておられますか。

○村上まちづくり推進部長 今回の崩壊の原因につきましては、やっぱり一時的に雨が、かなりの雨が降った。それをのみ込んでいく能力が水路になかったということで、ない部分で、路面をかなりの水が走って、法面に溢水しまして、それで崩壊したということが災害発生の原因と考えています。今回につき、また、同じことが、災害が起こった次の、その隣で同じような状況が起こったということで、復旧に際しましては、雨水の処理についてが一番大きな原因だったと考えておりますので、今回の反省点を活かし、そ

の辺は工夫しまして、復旧のほう、させていただきたいと考えています。

○中村委員 仮定でものを言うわけじゃないんですけども、地形的に問題があるように私は思っているわけなんですけれども、あそこに特定の業者さんもおられるんですけども、そこら辺りのことも調査した上で、水の行き場所というのをしっかりと計算していただかないと、同じことを繰り返して、町の金を出してしまうということに対しては非常に疑問に思いますので、もう一度ちょっとしっかりと、どういう形をされるかというのをちょっとお願いしたいんですけど。

○村上まちづくり推進部長 委員ご指摘のことはもう頭に入れながら、まず設計段階で周辺状況の調査を行いつつ、このような災害が起こらないように工夫を重ねながら、復旧工事の設計及び実施をやっていきたいと考えております。

○建石委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 今回の総事業変更、また令和5年から令和7年まで期間があるという形で、トンネルの掘削とか工事が追加となったんですけど、その詳しいところの追加、どういう工事なのか教えていただけますか。

○木下環境農林課長 今回の変更の主な要因でございましてけれども、区間としては変わっていないんですけども、想定していた土質が通常の土ではなくて岩盤、ちょうど資料の右上手、重機が削岩している様子がかがえるか思うんですが、土質が岩盤であったということで、工事が思うように進まない。工期と費用がかかってしまうというのが主な要因と聞いております。

以上です。

○辻本（博）委員 令和7年、工期的にはもう間に合うという形でいいのでしょうか。

○木下環境農林課長 現在の土質状況も踏まえての工期変更となっておりますので、この期間で終わると聞いてございます。

以上です。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○建石委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 この間の大雨の、まだ深めてもよろしいでしょうか。よければ、大雨のことについて。まだ深めてもいいんだったら質問させてもらうんですけども。また、別の機会にというんでしたらあれなんですけど。

○建石委員長 いやもう、これ、僕の判断ですけど、最近、話題のことですので、一応分

かっていることであれば、もう、関連として質問を許します。

○西田委員 ありがとうございます。

今日、連絡箱に入っていたのを持ってきたんですけれども、それでいきますと、この山田地区、太子温泉東側、この崩壊というのは、どういう状況だったんですか。このことはちょっと説明なかったのです。

○村上まちづくり推進部長 これは、農地の畦畔というか、法面、あぜまでいくかどうかあれなんですけども、表面的に見て、あぜが、周りに草が生えているんですけど、そこが茶色くなっていたので、畦畔が崩壊しているかなという部分で、調査して確認させていただいていたんですけど、特に甚大な部分ということになっていませんでしたので、今回の報告からは差し控えさせていただいております。

○西田委員 もらったのは午後3時現在把握分で、ここで軽微なものもあれば、この後の南今池なんか大概のことあったみたいなんですけれども、収集中で文書ももらっていませんが、最終のやつを頂けたらと思います。最大雨量とか言ってましたけれども、この被害の結果というか、そういうのがあればいいかなと思います。

それと避難所ですけれども、そんなにいらっしゃってないようなんですけれども、皆さん、どういう状況で来られたんですか。放送入っているから来ようと思ったのか。自分で怖いなと思って来ようと思われたのか。ちょっと、土砂災害のほうでうちは出ていたんですけど。そういう意味じゃ、あまり避難する方がいなかったのかなと思うんですけれども、避難状況のほうを教えてくださいませんか。

○小角政策総務部長 避難の関係ですけれども、万葉ホールのほうに実際1名の方が避難されたということです。これ、先ほどまちづくり推進部長のほうからご説明がありましたけど、住宅地の下がちょっと崩壊したということで、そこで危険な状態ということで避難されました。この方につきましても、1時間ほどいらっしゃったんですけれども、また帰られたというふうには聞いております。

以上です。

○西田委員 中々、このホームページで確かめたりしたんですけれども、警報解除になってもトップページから中々消えてなかったと思うんですけれども、このホームページを触ると、職員さんも本当にいろんなところ配置されて大変だったと思うんですが、その時間差があったように思うんですが、ホームページを触るのはどなたなんですか。

○小角政策総務部長 ホームページに関しましては、秘書政策課のほうで作成しております。

す。

以上です。

○西田委員 刻々と変わることですので、警報を出すのもあれやし、解除されたということ早く伝えていただけたほうがいいなと思いますので、お願いします。

また、避難のときどうするのかというような、この避難の仕方も自治体によって違うみたいで、うちは、避難所に来たら、お水自分で持ってこいと言うんかみたいな意見もありましたけれども、ちょっとホームページはこういう用意してきてくださいねって丁寧に書いていたので、それを見て皆さん来るとは思いませんけれども、ちゃんとお知らせはしているなというところでは、よかったなと思って見ていました。

以上です。

○建石委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

○村井委員 すみません。さっきの、これ、まだ梅雨のこれから本格化してくるかと思うので、ただ、私も山田で生活している中で1つ、やっぱり山の状況というのをしっかり予防的に、今の、被災していなくても、調査というところの、数年前からドローンの、各担当課で資格を取って訓練されているかと思うんです。ここで1回ドローンを使っての調査とか、被害調査とか、天候にもよるんだと思いますけど、また、その辺も2階になるのかな。しっかりと調整していただいた上で、1回活用して調査するというのも1つありだと思うので、その辺も、検討してもらえますようお願いしておきます。

○建石委員長 ほかにございませんか。

今の大雨に関する関連の質疑に関しては、私の単独でさせていただきましたが、これは例外として理解していただきたいと思います。

部長にちょっと提案なんですけれども、この状況の、公にできる状況並びに解決方法が示されるのであれば、書面で開示できる部分を頂ければありがたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、この第15号案件について、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○木村住民人権課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における、電子証明等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンを用いて、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末、マルチコピー機から印鑑登録証明書の交付を可能とするために、本町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきます。太子町印鑑条例の新旧対照表をお願いいたします。

第14条は、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に移動端末設備の利用を加えるための規定の追加を行っております。

次に、議案書の改め文をお願いいたします。

改正条例附則の施行期日でございます。この条例は、規則で定める日から施行することとしております。これは、コンビニ交付サービスの利用時期が年内予定であることから、施行日を規則に委任するものでございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 どこでも言いますけど、マイナンバーカードが住民、国民にとっていいのかどうかというところは、私は、あまり思っていないんですけれども、マイナンバーカードを持って、コンビニで取れるということは、利便性という意味では、住民さんの利便性は図られるとお考えでしょうか。

○木村住民人権課長 利便性につきましては、窓口よりコンビニエンスストアで取れる時間等が長い期間取れますので、利便性は向上していると考えております。

○西田委員 土日とかでもいけるでしょうし、そういう意味では、利便性は良くなるなど思うんですけど、ところで、利便性、利便性といいますけれども、この印鑑証明を取りに来ること自体がどれぐらいの件数あるんでしょうかね。

○木村住民人権課長 窓口の交付は、去年でしたら、大体月平均、印鑑証明書で190枚ぐらい、月に枚数として出しております。今回、コンビニエンスストアが始まりまして、そちらのほうで印鑑証明を取得している枚数は、大体1月は月の途中から実施しておりますので、2月から5月までですと、平均大体印鑑証明で、そうですね、平均40枚から50枚ぐらい出ているかと思っておりますので、そういうふうに考えますと一部取っていただいているので、窓口としては助かっております。

以上です。

○建石委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 このコンビニ交付、これ、いろいろ始めてから時間、大分たつ、大分じゃないな、たっているんですけど、実際窓口の庁舎に来庁されて交付、コンビニでの交付、現課として、やっぱり申請件数が、本庁舎での発行の申請件数は減っているなど。例えば職員さんの職務を効率化というところに一部寄与しているなどというのは、そういう実感はありますか。

○木村住民人権課長 今回、年度末に選挙と重なったとき、本来でしたらもうちょっと何か窓口業務が繁忙期というようなことを聞いておりましたけれども、ちょっと印鑑証明と住民票もコンビニ交付で取れる分、若干そちらに流れていただいたのかなというふうに関心はしております。

○村井委員 例えば、その申請を手続きするだけが仕事じゃなくて、ほかの業務も、多岐

に渡っているので、そちらのほうに職員さんを回せるということによろしいですかね。

○木村住民人権課長 マイナンバー業務等でかなり業務等が膨らんでいるんですけども、ちょっと窓口に出る回数としては、若干、減っているのかなというふうに感じております。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、太子町税条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○田中税務課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第17号、太子町税条例中改正の件についてのご説明を申し上げます。

資料、太子町税条例中改正の件をご覧ください。

それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月31日にそれぞれ公布され、このうち施行期日が本年4月1日とされるものを除く部分について、本町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、主な内容のご説明をさせていただきます。エコページで言います、5頁をご覧ください。

まず、第34条の9、第2項は、令和6年度から森林環境税が課税されることから、

所要の改正を行っております。

次に、中段の第36条の3の2、第2項において、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴い、指定の追加を行いまして、以降、6頁の同条第5項にかけて、項ずれによる所要の改正を行っております。

次に、6頁下段の第38条第3項から、7頁上段の第41条、中段の第44条は、令和6年度から森林環境税が課税されることから所要の改正を行っております。

次に、9頁まで少し飛びまして、下段から10頁上段の第47条第2項、10頁中段の第47条の2、第1項、11頁中段から12頁上段の第47条の6、第2項は、令和6年度から森林環境税が課税されることから所要の改正を行っております。

次に、12頁上段の第82条、第1項、第1号、エは、特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う所要の改正を行っております。

次に、附則の改正でございます。

12頁下段の附則第15条の2、第4項、及び第16条の2、第3項は、軽自動車税環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例としまして、燃費排ガス試験の不正を行った軽自動車メーカーに対して、徴収する際に加算する割合を変更するための所要の改正を行っております。

次に、戻っていただきまして、改め文3頁をご覧ください。

下段の改正条例附則の施行期日でございます。第1条第1項において、令和5年7月1日に施行するものとしておりますが、4頁にかけての同条同項第1号において規定しているものは、令和6年1月1日からの施行。4頁の同条同項第2号において規定しているものは、令和7年1月1日からの施行としております。

また、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 森林環境税ですけど、この説明で、課税されることからということをおっしゃっていたんですけども、私ら住民さんが払うことが増えるということなんですか。

○田中税務課長 住民さんの負担が増えるかということだと思いますけれども、現在、個人住民税均等割額といたしまして、町民税のほうにつきましては、標準税率3千円と、平成26年度から令和5年度までなんですけれども、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための加算として500円、合計3千500円が、町民税の均等割額としてかかっております。

そして、府民税のほうといたしましては、標準税率1千円と同様に、平成26年度から令和5年度まで、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための加算として500円。そこに、平成28年度から令和5年度まで、森林や都市の緑の有する公益的機能を増進するための環境として実施する災害の防止及び暑熱環境の改善の施策に必要な財源を確保するための加算、いわゆる大阪府の森林環境税になるんですけれども、こちらのほうが300円ということで、府民税といたしましては1千800円。

町府民税合わせまして5千300円と現在なっておるんですけれども、こちらの防災の関係、森林環境税については、令和5年度で時限的に終了という形になります。そこに森林環境税が1千円加算されるということなんですけれども、そこで差し引きいたしますと、トータルで、町府民税合計といたしましては5千円となりまして、差引き300円の負担減という形になります。

以上でございます。

○西田委員 今の、どれが、それならなくなるのか、ちょっと300円はどこの分がなくなったのか、ちょっと分からなくて、もう一回。ごめんなさい。

○田中税務課長 300円といいますのは、大阪府の森林環境、今、徴収されている300円でございます。

○西田委員 すみません。ありがとうございます。

それで、自治体の中で山持っているところが多めにもらえるとか、うちも何ぼかもらっていますよね。それは、そういう割合は変わらないんですか。ちょっと大きな人口が多いところが、案外得になったりとかしていたような気がするんですけれども、山を持っているところにたくさん入ったほうがいいなと思うんですけど、その割合とかは変わらないんですか。

○田中税務課長 森林環境税、徴収されてということで、今のところは国の財源を使われてということで、各市町村なりに森林環境譲与税という形で交付されていると思います

けれども、ちょっと詳しくはちょっとあれなんですけれども、計算の仕方といたしましては、森林、私有林の人工林面積、そこと、あと林業の就業者数、あと人口により按分されて交付されているということで聞いておりますので、今のところ、トータル的にどうか、額的にということなんですけれども、譲与額につきましては、平年ベースの譲与額、一応満額ということで、そこにいく時期を令和15年とされていたところなんですけれども、それを今回、令和6年度に早めるということとともに、これは元々決められていることなんですけれども、令和2年度から令和5年度にかけて、譲与額を増額してきているということで、令和6年で一応平年の額になるというふうには聞いております。

○西田委員 本当に山が荒れて大変なことになっているところ、うち、まだましかもしれませんが、全国津々浦々で山が崩壊して、土砂が崩れてみたいなことがありますので、もっと譲与税が増えたらいいなと思いますし、そういう山を守ることに、国も力を入れてもらいたいと思いますので、税で言えるかどうか分かりませんが、そういう要望は上げていただきたいなと思います。

あともう一つの電動キックボードね。これもちょっとよく分からないんだけど、今までお金はこうやって軽、原付と同じぐらい払わないといけなかったのが、払わなくていいものもできたということなんでしょうかね。

○田中税務課長 そうですね、今回、電動キックボードの関係の課税の関係のことだと思うんですけども、これまでも原動機付自転車のところの枠の、それぞれの50CCなり、90CCなり、125CCもあるんですけども、それぞれの規模に応じて課税はされておりました。

今回、特定小型原動機付自転車につきましては、規模のほうは、定格出力というのが0.6キロワット以下、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下、最高速度は20キロメートル以下毎時というような規格があるんですけども、これに関する特定小型原動機付自転車については、50CCの年額2千円になっています。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、太子町税条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。本日はお疲れさまでした。散会いたします。

午前10時12分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 建 石 良 明